

こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 114 2013.2.3 連絡先 402-1622 >

参議院選挙予定候補に「原やすひさ」氏

みなさんこんにちは、日本共産党の原やすひさです。

参議院選挙への立候補の記者会見を終え、そのあと田辺市内を走っていて梅の木に小さなつぼみを見つけました。「もうおっつけ咲くんやなあ」と思いながら、国の政治にも芽吹きをひき寄せたいと決意しています。

「アベノミクス」などとマスコミを動員して騒いでいますが、考えてみると、そもそも日本の経済は自動車とか電機とか、多国籍化した輸出大企業にひっぱらせる歪みを持っています。経済が正しく発展するのは内需と呼ばれる国民の消費が原動力なのに、そこを温めることは放っておいて財界中心で突っ走る。破綻したやり方を改めるべきです。

景気をよくする一番の課題は金融の緩和などではなく、働く場の確保です。非正規雇用をなくし、同一労働同一賃金で、国民の収入を増やすことを景気対策の柱にしないとダメです。それと、破壊された社会保障をもとにもどし将来不安を解消すること。

和歌山県では農林水産業と地場産業に思いきった支援をし、豊富な自然環境を生かした自然再生エネルギーの取りくみを強めれば雇用もウンと増やせます。

みなさんと力を合わせてこの道を切り拓いていきます。



タイプですか？

みなさんの近くの踏切はどっちのタイプですか？

気がつけば、いろんなものが変わってきているんですね。

みち子のひとりごと
ふみきり
踏切は、このように形になっていきます。光る部分が目玉ではなく、カンテラのような形です。どこからでも光っているのが見えるのです。踏切警報灯といい、調べてみると「列車の接近を視覚的に警告するためのもので、閃光灯とも呼ばれ、赤色の灯火が交互に点滅する。以前は電球式のものが多い。オールド(FMR)によるものが多い。また、全ての方向から灯火が確認できる「全方位型踏切警報灯」も導入されている。のだそうです。

踏切って、ずっと下のような形だと思っていました。光るところが、両目のように前を向いていて知らせてくれると。ところが最近の踏切は、このように形になっていきます。光る部分が目玉ではなく、カンテラのような形です。どこからでも光っているのが見えるのです。踏切警報灯といい、調べてみると「列車の接近を視覚的に警告するためのもので、閃光灯とも呼ばれ、赤色の灯火が交互に点滅する。以前は電球式のものが多い。オールド(FMR)によるものが多い。また、全ての方向から灯火が確認できる「全方位型踏切警報灯」も導入されている。のだそうです。



安倍首相 所信表明演説

2007年9月10日に開かれた第168回臨時国会。所信表明演説に立った安倍首相は「職責を果たす」と言いながら、わずか2日後に辞任。それから5年余、ふたたび所信に立った安倍首相は自分の信念を巧妙に隠していました。

「前の政権のときは「美しい国」を連発し、「戦後レジームからの脱却」をかかげ、現行の憲法を敵視しました。ところが今回は封印もつぱら国民の危機感をあおり、みずから「危機突破内閣」と名付けています。しかし日本が直面する危機は、もとほといえれば私たちの党が招いたものです。最近、得意げに口にする「三本の矢」も「金融緩和

講演会のお知らせ・ぜひご参加ください

戦争と原発、
そして維新の会

～その利権構造を解明する～

講師 西谷 文和氏
(フリージャーナリスト・
イラクの子どもを救う会代表)

2月11日(月・祝日)
13:00 ~ 受付
13:30 ~ 15:40

勤労者総合センター6F(市役所西隣)

2013年 平和・人権・民主主義
2.11和歌山市集会実行委員会

は効果がなかったし、大型公共事業は借金山をつくつただけ、規制緩和による経済成長は小泉「構造改革」の焼き直しだ。(日曜討論で日本共産党・市田書記局長)

これでは、いくら「強い経済を取り戻そう」「誇りと自信を取り戻そう」と威勢よくいわれても、何の展望も描けないでしょう。

政権交代で野にくだつて3年半。自民党も安倍首相も「真摯に国民の声に耳を傾けてきた」はず。しかし原発やTPPの推進をみても、やろうとしていることは多くの国民の願いに背を向けるものばかり。

「額に汗して働けば必ず報われ、未来に夢と希望を抱くことができる、まっとうな社会を築いていこう」と国民にそう呼びかけた安倍首相。それを実現するためには、国民の声を都合よく聞く政権ではなく、しっかりと聞いた声を政治に生かしてこそではないでしょうか。

1月29日赤旗「潮流」より

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。